

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月27日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社友
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 弁護士法人北浜法律事務所
【電話番号】	03-5219-5151(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 江嶋 孝二／同 東目 拓也／同 浅沼 大貴
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社友 (東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社友をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、フロイント産業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑み、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年9月30日まで延長し、合計52営業日とすることを決定したこと、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続していること及び公開買付届出書の記載事項の一部に誤記があったことに伴い、2025年7月15日付で提出した公開買付届出書の記載事項(2025年8月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及び公開買付届出書の添付書類である2025年7月15日付の公開買付開始公告(2025年8月6日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正及び追加すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、買付け等の期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第5 対象者の状況

6 その他

(3) 臨時報告書の提出

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本不応募合意株主である株式会社伏島揺光社(以下「伏島揺光社」といいます。)は、本書提出日現在において、不動産及び有価証券の保有、管理及び運用を主たる事業の内容として、主として対象者株式を所有する対象者の創業家の資産管理会社であり、対象者の代表取締役である伏島巖氏及びその近親者が合計で議決権の100.0%を所有しており、本書提出日現在、対象者株式1,648,000株(所有割合：9.73%)を所有しており、対象者の主要株主、かつ、筆頭株主です。また、本不応募合意株主である伏島靖豊氏は、本書提出日現在、対象者株式1,217,900株(所有割合：7.19%)を所有しております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。)：1,924,400株、所有割合：11.37%)(以下「J A V F」といいます。)との間で、応募契約(以下「本応募契約(J A V F)」といいます。)を締結し、J A V Fが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月28日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(J A V F)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V Fが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本書提出日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株(所有割合：30.50%)となります。

公開買付者は、本書提出日現在において本公開買付価格(以下に定義します。)の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を進める予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の筆頭株主である伏島播光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第3位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)及び対象者の第6位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)(以下、伏島播光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。)との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,428株、所有割合：22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。)を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。)。本不応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、(i)下記買付予定数の下限に相当する対象者株式7,408,300株(所有割合：43.76%)以上を所有する公開買付者、(ii)本不応募合意株主(所有割合：22.77%)及び(iii)本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、(i)公開買付者及び(ii)本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

<中略>

なお、買付予定数の下限(7,408,300株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合：0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,554個)を控除した議決権数(74,083個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数を上回り、かつ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

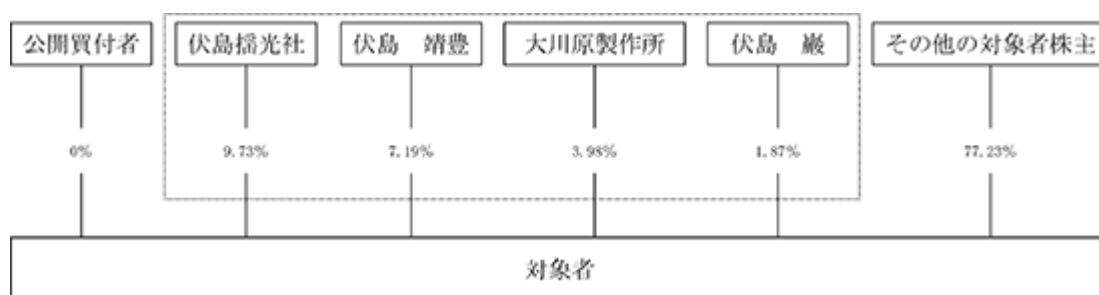
<中略>

なお、対象者が2025年7月14日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこととす。

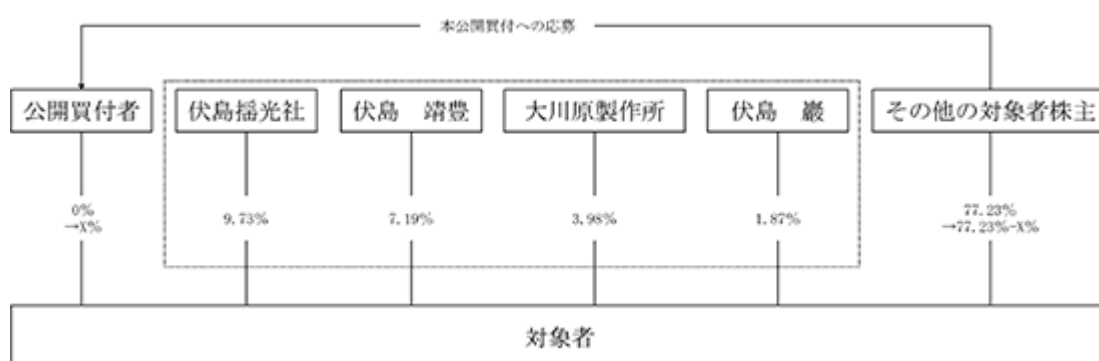
上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

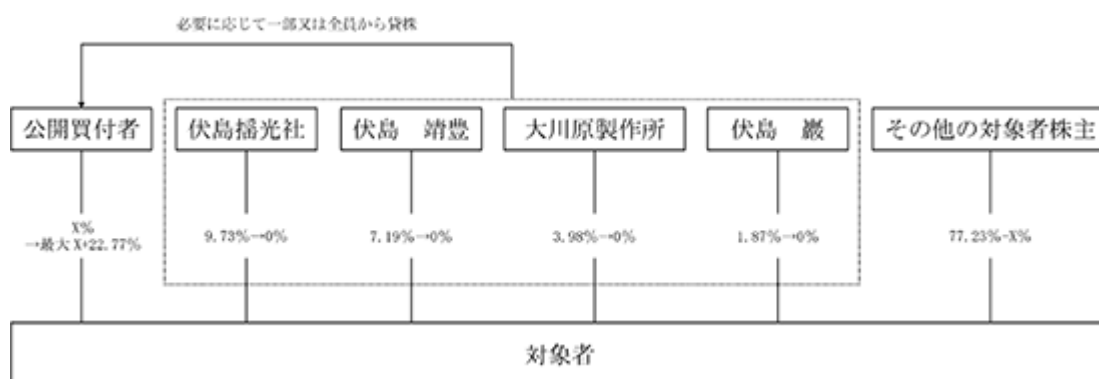
I. 現状



II. 本公開買付けの決済

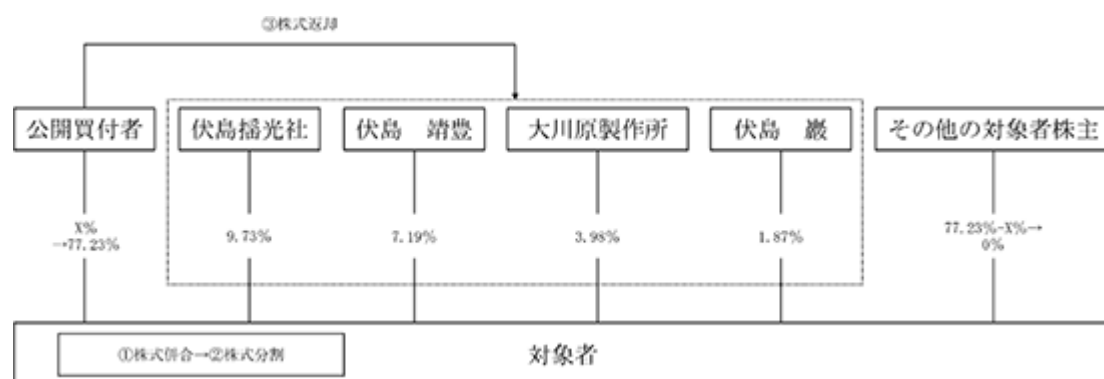


III. 必要に応じて、株式併合の効力発生前に本貸株取引を実施(2025年11月下旬～12月上旬頃を予定)



IV. 本スクイーズアウト手続の実施。

本貸株取引を実施していた場合、株式分割後、株式返却を実施(2025年11月下旬～12月上旬頃を予定)



(訂正後)

<前略>

本不応募合意株主である株式会社伏島揺光社(以下「伏島揺光社」といいます。)は、本書提出日現在において、不動産及び有価証券の保有、管理及び運用を主たる事業の内容として、主として対象者株式を所有する対象者の創業家の資産管理会社であり、対象者の代表取締役である伏島巖氏及びその近親者が合計で議決権の100.0%を所有しており、本書提出日現在、対象者株式1,648,000株(所有割合：9.73%)を所有しており、対象者の第2位株主です。また、本不応募合意株主である伏島靖豊氏は、本書提出日現在、対象者株式1,217,900株(所有割合：7.19%)を所有しております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。)：1,924,400株、所有割合：11.37%)(以下「J A V F」といいます。)との間で、応募契約(以下「本応募契約(J A V F)」)といいます。)を締結し、J A V Fが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月29日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(J A V F)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V Fが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本書提出日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株(所有割合：30.50%)となります。

公開買付者は、本書提出日現在において本公開買付け価格(以下に定義します。)の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しています。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第4位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)及び対象者の第7位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)(以下、伏島揺光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。)との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,428株、所有割合：22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。)を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。)。本不応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、(i)下記買付予定数の下限に相当する対象者株式7,408,300株(所有割合：43.76%)以上を所有する公開買付者、(ii)本不応募合意株主(所有割合：22.77%)及び(iii)本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、(i)公開買付者及び(ii)本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

<中略>

なお、買付予定数の下限(7,408,300株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げしております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合:0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,554個)を控除した議決権数(74,083個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数以上であり、かつ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

<中略>

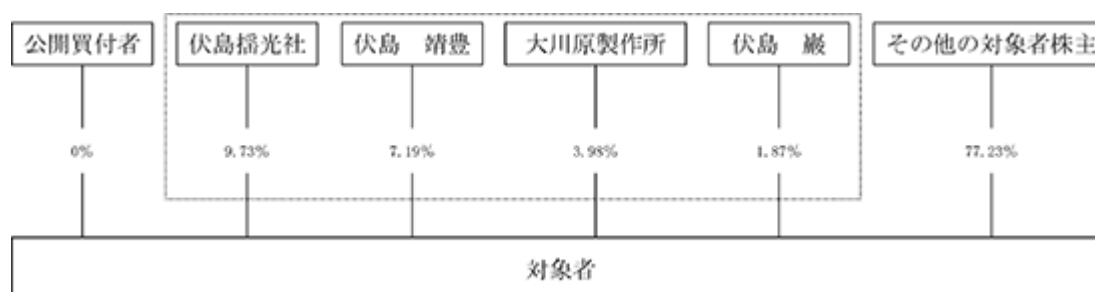
なお、対象者が2025年7月14日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

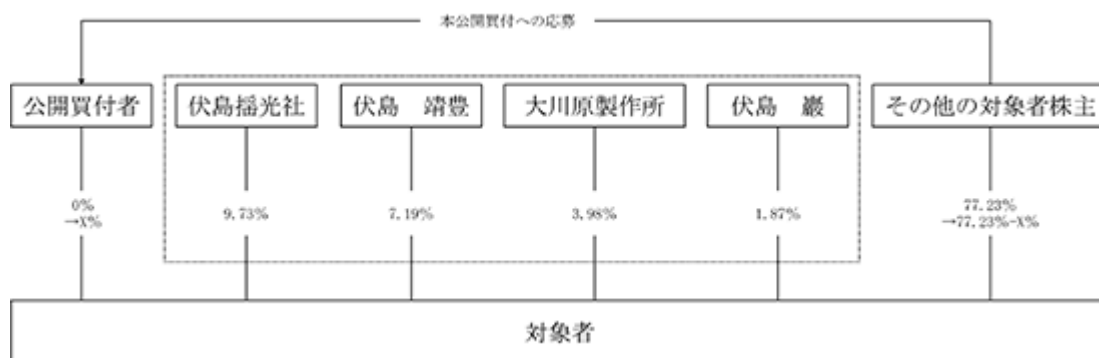
その後、公開買付者は、2025年7月15日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年8月27日、本公開買付けにおける買付等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)を2025年9月30日まで延長(以下「本公開買付期間延長」といいます。)し、合計52営業日とすることを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格を引き上げる予定はございません。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

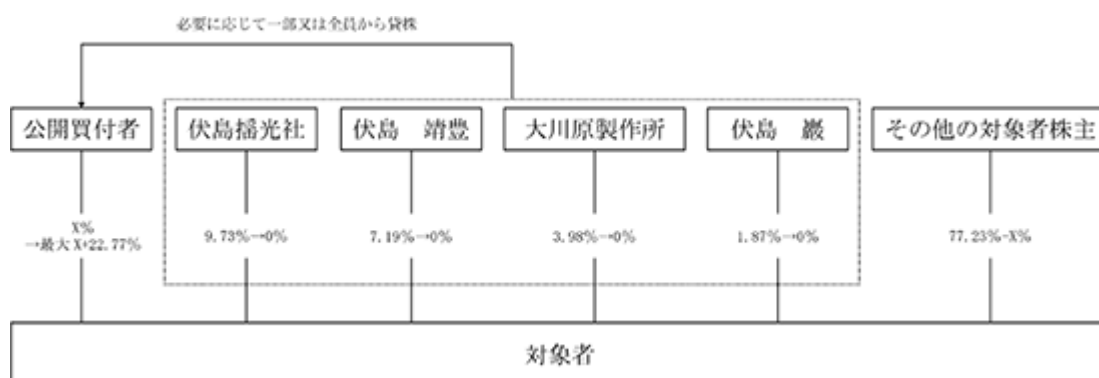
I. 現状



II. 本公開買付けの決済

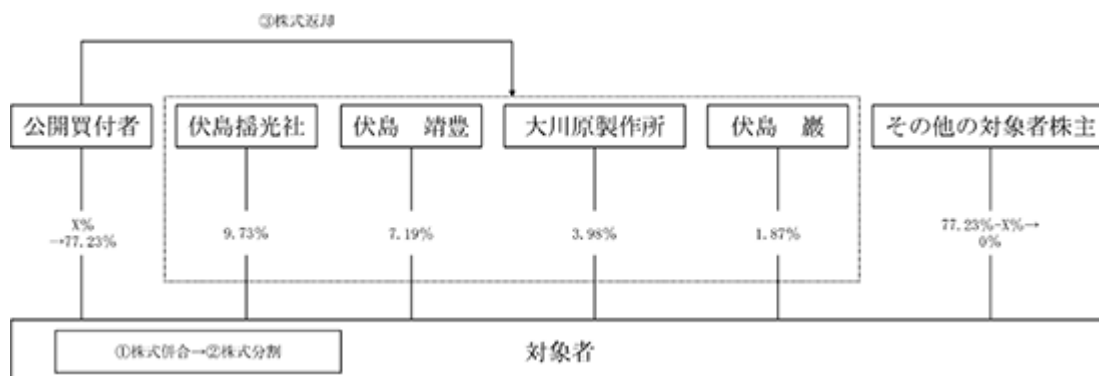


III. 必要に応じて、株式併合の効力発生前に本貸株取引を実施(2025年12月下旬～2026年1月上旬頃を予定)



IV. 本スクイーズアウト手続の実施。

本貸株取引を実施していた場合、株式分割後、株式返却を実施(2025年12月下旬～2026年1月上旬頃を予定)



(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2025年10月頃を予定しています。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2025年11月頃を予定しています。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年7月15日(火曜日)から2025年8月27日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年7月15日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年7月15日(火曜日)から2025年9月30日(火曜日)まで(52営業日)
公告日	2025年7月15日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	<前略> (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) <中略> ⑨ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
-------	--

(訂正後)

算定の経緯	<前略> (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) <中略> ⑨ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を、52営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
-------	--

8 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:短期プライムレート 担保:無担保 (2)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保 (3)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保	(1)ブリッジローン 2,700,000 (2)ブリッジローン 11,200,000 (3)ブリッジローン 1,500,000
計(b)				15,400,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から、15,400,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年7月14日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、本書提出日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注) (1)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:短期プライムレート 担保:無担保 (2)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等 において調達可能な金利 にスプレッドを加算した 利率 担保:無担保 (3)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等 において調達可能な金利 にスプレッドを加算した 利率 担保:無担保	(1)ブリッジローン 2,700,000 (2)ブリッジローン 11,200,000 (3)ブリッジローン 1,500,000
計(b)				15,400,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から、15,400,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書(注)を2025年8月27日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、本書提出日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年9月3日(水曜日)

(訂正後)

2025年10月7日(火曜日)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、対象者の筆頭株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第3位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)及び株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)との間で、2025年7月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,428株、所有割合：22.77%)を本公開買付に応募しない旨を合意しております。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第4位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)及び株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)との間で、2025年7月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,428株、所有割合：22.77%)を本公開買付に応募しない旨を合意しております。

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(3) 臨時報告書の提出

(訂正前)

<前略>

- (注) 1. <省略>
2. 上記については、当該株主により2025年7月25日付で提出された変更報告書に基づき記載しており、当社として当該法人名義の実質所有株式数等の確認ができたものではありません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注) 1. <省略>
2. 上記については、当該株主により2025年7月25日付で提出された変更報告書に基づき記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数等の確認ができたものではありません。

<後略>

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2025年8月27日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年7月15日付け「公開買付開始公告」(2025年8月6日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者が本公開買付期間の延長を行ったことに伴い、公開買付者が三井住友銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。